

山梨県公報

第二千八百二十五号

平成三十年

九月二十日

木曜日

目次

告示
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四六七

公 告

○落札者の決定について(三件)……………四六七
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………四六八
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………四六八
○使用料の収納事務の委託……………四六九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四六九

告 示

山梨県告示第二百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年九月十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字八丁百十七番一
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・二七メートル

公 告

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され

た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 落札に係る借入物品等

(一) 名称 パソコン機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年七月十日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 八億七千二百二十万五千五百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年五月三十一日

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 落札に係る借入物品等

(一) 名称 グループウェアシステム機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年七月十一日

四 落札者

- (一) 名称 日本システムウエア株式会社
- (二) 住所 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号
- 五 落札金額 二億七千八百八十九万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年五月二十八日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る借入物品等
 - (一) 名称 認証基盤等管理システム機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年八月三日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 六千九百二十七万八千三百二十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年七月十七日

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 綿半ホールディングス株式会社 代表取締役 野原莞爾及び野原勇 長野県飯田市北方千二十三番地一
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半スーパーセンター富士河口湖店 山梨県南都留郡富士河口湖町船津津南八津四千九百十番外及び富士吉田市新倉字流二千七百二十九番外

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	Jマート河口湖店	綿半スーパーセンター富士河口湖店

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地	株式会社綿半ホームエイド 代表取締役 御堂原司 長野県長野市南長池二百五番地

3 変更の年月日 平成三十年七月二日外

三 届出年月日 平成三十年九月六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年一月二十一日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供

する。

平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドン・キホーテ甲府店 山梨県甲府市

国母六丁目六百十七番三外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 平成三十年五月七日

四 意見の概要

1 混雑時における警備員等の配置

2 騒音対策の実施

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

六 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十月二十二日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 委託の相手方 東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町綜合法律事務所

二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託の期間 平成三十年九月三日から平成三十一年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年九月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町坂井字後田百十九のの一部、百二十四のの一部、二百五のの一部、二百五の二のの一部、千八十四のの一部、千八十五のの一部、千八十五の二、千八十六及び千八十八のの一部並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市長 内藤 久夫

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番